

地域金融の活性化に関する法律案要綱

一 目的

この法律は、地域金融の機能が低下している現状にかんがみ、国、地方公共団体及び金融機関の地域金融の活性化に関する責務を明らかにすること、都道府県が講ずる地域金融の活性化のための施策を定めること等により、地域金融の活性化を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

二 定義

この法律において「金融機関」とは、預金保険法第二条第一項に規定する金融機関をいうこと。

(第二条関係)

三 基本理念

- 1 地域金融については、地域の住民、事業者等の金融上の要望にきめ細かに対応し、地域経済の健全な発展に貢献する重要な機能を有するものであることにかんがみ、利用者の利便の増進が図られ、地域において社会的に要請されている望ましい分野に必要な資金が十分に供給される等その活性化が図ら

れなければならないこと。

- 2 地域金融の活性化を図るに当たっては、地域経済の重要な担い手である中小企業者の事業活動に必要な資金が安定的に供給されるよう特に配慮されなければならないこと。

(第三条関係)

四 国の責務

国は、基本理念にのっとり、地域金融の活性化に関し必要な施策を策定し、及び実施する責務を有すること。この場合において、地域金融の活性化に関する都道府県の意見を参酌するとともに、地域金融に係る業務を行う金融機関が地域経済において果たすべき役割の重要性を考慮し、その経営の安定に十分配慮しなければならないこと。

(第四条関係)

五 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域金融の活性化に関し、国の施策に準じた施策を講ずるとともに、地域経済の発展に向けて自主的かつ主体的に取り組むべき見地から、その地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

(第五条関係)

六 金融機関の責務

- 1 地域金融に係る業務を行う金融機関は、金融業務の公共性にかんがみ、基本理念にのっとり、利用者の利便の増進を図り、地域において社会的に要請されている望ましい分野に必要な資金を十分に供給する等地域金融の活性化に寄与するように努めなければならないこと。
- 2 地域金融に係る業務を行う金融機関は、基本理念にのっとり、地域の中小企業者の事業活動に対する信用の供与に関して、均等な機会を保障すること、十分な説明を行うこと、貸付条件を正当な理由なく変更しないこと等中小企業者の事業活動に対する必要な資金の安定的な供給に特に配慮しなければならないこと。

(第六条関係)

七 地域金融の活性化に対する寄与の程度に関する評価

- 1 都道府県は、当該都道府県の区域内に営業所等を設けて地域金融に係る業務を行う個々の金融機関について、当該金融機関から提出される報告書に基づき、当該都道府県の区域内における地域金融に係る業務の運営に関し、次に掲げる事項の調査を行い、その結果に基づき、毎年一回、地域金融の活性

化に対する寄与の程度に関する評価を行うものとする。

地域の住民及び事業者に対する信用の供与の状況に関する事項

地域の産業の振興等地域の振興に貢献する業務の状況に関する事項

営業所又は事務所その他の施設の設置の状況、利用者の金融上の要望の把握の状況等利用者の利便の増進を図る業務の状況に関する事項

その他地域金融の活性化に対する寄与の程度を評価するために必要な事項

2 1の調査及び評価に必要な事項は、政令で定める基準に従い、条例で定めること。

(第七条関係)

八 評価報告書の作成及び公表

都道府県は、毎年、七1の調査及び評価の結果を記載した評価報告書を作成し、条例で定めるところにより、公表するものとする。

(第八条関係)

九 苦情の処理

都道府県は、当該都道府県の区域内における地域金融に関する事項につき、金融機関の利用者等からの

苦情の処理を行うものとする。

(第九条関係)

十 金融機関等への要請

都道府県は、七 1 の調査及び評価又は九の苦情の処理に関し必要があると認めるときは、地域金融に係る業務を行う金融機関、関係行政機関その他の関係者に対し、地域金融の活性化に関する事項について必要な要請をすることができる。

(第十条関係)

十一 地域金融の活性化に関する審議会

- 1 都道府県は、条例で定めるところにより、地域金融の活性化に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地域金融の活性化に関する審議会」という。）を置くことができる。
- 2 地域金融の活性化に関する審議会は、七 1 の調査及び評価に関する事項、九の苦情の処理に関する事項その他地域金融の活性化に関する重要事項を調査審議すること。
- 3 地域金融の活性化に関する審議会の組織及び運営については、地域の住民、事業者、金融機関等の意向が適正に反映されるように配慮されなければならないこと。

(第十一条関係)

十二 施行期日

この法律は、平成十六年十月一日から施行すること。

(附則関係)